



## 申6号 コロナ禍を乗り越えて高まった私たちの労働に見合う 「2024年度賃金引き上げと労働条件の実現」を求める申し入れをおこなう！

### 記

1. 「労働条件に関する協約（令和2年7月6日締結）」第188条及び第326条に基づき、定期昇給を完全実施すること。また定期昇給の基礎となる所定昇給額及び昇給基礎額には、それぞれ一律に1,000円を増額すること。
2. 55歳以上の社員への定期昇給を実施すること。実施の際の昇給額は、満55歳未満で定められている所定昇給額及び昇給基礎額に準じて実施すること。
3. 2024年4月1日に在籍する全社員（契約A社員を含む）の基本給を一律13,000円（定期昇給を含まない）引き上げること。
4. 2021年4月に削減された定期昇給分4分の2を全社員に支払う特別昇給を実施すること。
5. 2024年4月1日に在籍する契約社員Bの基本日額に3,000円を加算すること。
6. 2024年4月1日に在籍する日給制臨時雇用員の基本日額に3,000円、時給制臨時雇用員の時給に400円をそれぞれ加算すること。
7. 深刻な人財確保の課題やジェイアールバス関東が事業を安定的に継続していくための社会情勢を踏まえ、経済的に大きな不安を抱えている55歳以上の社員と家族の不安を払拭するために、55歳以上に適用されている基本給減額制度を早急に廃止すること。
8. 多様な働き方・多様な価値観・多様な労働者に柔軟に対応するため、暮らし全体に配慮した取り組みを行っていくことが企業に求められていることから、2007年に内閣府が策定し提唱されている「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の概念に基づき、年間休日数を120日（公休日52日・特別休日68日）とすること。
9. 今申し入れに対する回答は、2024年3月29日までとすること。

全組合員で魅力ある賃金引き上げを実現しよう！！